

## 「Eポイントカード」利用規約

### 第1条: 総則

1. 本規約は、中部開発株式会社(以下「当社」といいます。)が発行するEポイントカード(以下「本カード」といい、その発行を受けた者を「会員」といいます。)の利用その他会員としての資格・地位等に係る契約(以下「本契約」といいます。)の条件を定めたものです。
2. 将来、本規約の附属規約として当社が新規に制定する個別規約は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条: 入会手続および入会資格

1. 会員になること(以下「入会」といいます。)を希望する者(以下「入会希望者」といいます。)は、本規約を異議を留めずに承諾のうえ、本人自ら、本規約に定めるところに従い、本契約の締結の申込み(以下「入会申込み」といいます。)を行うものとします。
2. 当社が入会申込みを承諾した場合、本カードを発行するものとします。入会希望者が本カードを受領したとき、入会希望者と当社との間で、本規約を内容とする本契約が成立するものとします。本カードは、原則として、お一人様につき一枚とします。
3. 当社は、入会希望者が以下の項目に該当する場合、入会申込みを承諾しない場合があります。
  - (1)入会希望者が、過去において、本規約違反等により会員資格の取消等の処分を受けたことがある場合。
  - (2)申込み内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
  - (3)暴力団その他の反社会的勢力の構成員若しくはこれに準ずる者、又は、過去においてこれらの者であった場合。
  - (4)その他、合理的な事由により、当社が本契約の締結を不相当と判断する場合。

### 第3条: 入会金・年会費

本カードの入会金・年会費は無料とします。

### 第4条: サービスの内容および利用

1. 当社は、会員に対し、本規約若しくは当社が別に定める特典又はサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。
2. 会員が本サービスを受けるためには、本カードの提示を要するほか、当社の所定の方法に従うものとします。
3. 当社は、本サービスの内容および会員によるその利用手続について、事前の告知を行なうことなく、随時、変更できるものとします。

### 第5条: 通知事項

本規約の変更の通知、その他当社から会員への通知は、当社のホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

### 第6条: 登録内容の変更

1. 会員は、入会申込みにおいて会社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに当該変更の届出を当社に対して行うものとします。
2. 第1項の届出を怠ったことにより生じる会員の損害について、当社は一切の責任を負いません。又、会員が当該届出を怠ったことにより当社、その他第三者が被った損害について、会員はすべての責任を負うものとします。

### 第7条: 退会

1. 会員が本契約の終了(以下「退会」といいます。)を希望する場合には、当社所定の方法により会員自ら退会の届出を当社に対して行うものとします。
2. 会員が以下の項目に該当する場合、会員は自動的に退会するものとします。
  - (1)会員が死亡した場合。
  - (2)メンバー会員が、その会員権にかかる会員資格を失った場合。
  - (3)ビジターである会員が、本カードを最後に利用した日より2年経過する日が属する月の末日までの間、本カードを利用しない場合。

### 第8条: 会員資格の停止・取消

1. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を停止又は取り消すことができるものとします。
  - (1)入会申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
  - (2)会員が当社に対して債務を負う場合において当該債務の履行遅滞、不完全履行又は履行不能が発生した場合。
  - (3)一個人が会員登録を多重に行っていると見なされた場合。
  - (4)本規約に違反した場合。
  - (5)第2条3項所定の各号のいずれかに該当することが判明した場合。
  - (6)その他、合理的な事由により会員として不適切と当社が判断した場合。
2. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当該事由により当社、その他第三者が被った損害を賠償する責めを負うものとします。

## 第9条: 会員情報の利用

1. 当社は、当社のプライバシーポリシーに従い、以下の各号に定める利用目的により、会員の個人情報を取得し、管理するものとします。プライバシーポリシーの詳細については、当社WEBサイト(<http://www.a-jacknicklaus-gc.co.jp/privacy/index.html>)をご覧ください。
  - (1)当社が運営するゴルフ場などの利用について予約・変更・キャンセル等に関するご連絡やお問合せにお応えするにあたり適切な対応を行うため。
  - (2)ゴルフ場の会員入会の場合の審査を行うため、および本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
  - (3)ゴルフ場の利用およびお客様とのご契約について、当社においてそのご利用の管理を適切に行うため。また、ゴルフプレー終了後およびご契約の終了後においても、お客様ご本人からの照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
  - (4)グループ会社等ならびに提携先の会社の会社紹介、各種の商品・サービスのご紹介を当社からダイレクトメール、電子メール、電話等によりご案内するため。
  - (5)お客様によりご満足をいただくためのマーケティング分析を社内にて利用するため。
  - (6)当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
  - (7)その他当社が予め会員に対して明示した目的のため。

## 第10条: 権利義務の譲渡の禁止

会員は、理由の如何を問わず、本規約に基づき発生する権利・義務を第三者に貸与・譲渡・担保提供その他処分し、又、相続させることはできません。

## 第11条: ポイントの付与

1. 当社は、会員が本カードを提示した場合、会員に対し対象支払額(消費税等抜き)100円につき1ポイントを付与いたします。但し、ポイントの利用による支払を除きます。
2. 一部ポイント付与が除外となる商品・サービス等があります。
3. 一人の会員が複数枚のカードを保有している場合、ポイントは合算できません。また、他人へのポイントの譲渡はできません。
4. 当社の都合によりポイント付与に関する設定を予告なく変更または廃止することがあります。

## 第12条: ポイントの利用

1. 会員は前条により付与されたポイントについて、以下のとおり利用することができます。
  - (1)ポイントは、次回来場時以降に100ポイント以上100ポイント単位で、1ポイント=1円換算で支払いにご利用できます。
  - (2)ポイント利用は、ご本人がご来場され、かつ本カードを提示された場合に限りです。
  - (3)ポイントの利用方法にかかわらず、つり銭はお出しできません。
  - (4)ポイントは、現金との引き換えはできません。
  - (5)ポイントは、ゴルフ場利用税等の公租公課の支払いには利用できません。

## 第13条: ポイント有効期限およびポイント失効

会員に付与されたポイントの有効期間は、本カード提示最終ご利用日から、1年後までとします。なお、会員がその会員としての地位・資格が喪失又は停止したときは、当社が別途定める場合を除き、会員が保有するポイントはすべて失効するものとします。

## 第14条: カードの紛失・盗難等

1. 会員は、本カードを紛失し、又は盗難にあった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 本カードの紛失、盗難等が発生し、会員が届け出る前に第三者によりポイントが利用された場合やポイントが失効した場合については、当社は一切の責任を負いません。
3. 本カードの紛失、盗難、破損等によりカードが使用できなくなった場合は、当社所定の手続きによりカードの再発行ができます。カードの再発行には当社所定の手数料がかかります。

## 第15条: ポイント付与の拒否等

当社は、会員が本規約を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイント付与を拒否若しくは保留し、又は保有するポイントを取り消すことができるものとします。

## 第16条: ポイントサービスの停止

当社は、その判断により、本カードの利用を停止することができるものとします。当社は、本カードの利用停止によって生じる会員の不利益若しくは損害に関して、一切の責任を負いません。

## 第17条: 本カードの中止

当社は、その判断により、本規約を廃止し、本契約および本カードの利用を終了することができるものとします。本規約が廃止された場合、会員が保有するポイントはすべて失効するものとします。